

別表2：審査基準

本事業の交付については、以下のとおり、事業実施計画及び需給安定計画にて定められた用途ごとに、交付対象となる事業実施主体を決定、予算の範囲内において配分するものとします。

- 1 選定審査委員会において、実施要領第4の6の(1)により提出のあった事業実施計画を審査し、審査基準に基づいてポイント付けることとする。
- 2 農産局長は、ポイントが上位の計画から順に予算の範囲内において採択し、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの事業実施計画が複数ある場合は、事業実施主体が支援対象としている品目について、前年又は前々年の集荷数量の大きい者から順に配分対象とするものとする。
- 3 応募書類等の提出から過去3ヶ年以内に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定の取消しがあった補助事業等において、当該取消しの原因となる行為を行った補助事業者等については、本事業に係る事業実施主体の適格性の審査において、その事実を考慮するものとする。
- 4 事業の要件を満たす場合であっても、審査項目のうち「安定的な供給体制の構築」を除く審査項目のいずれかに0点の項目があった場合は採択しないものとする。

審査項目		評価の観点		評点				評価
				優良	適当	やや不適当	不適当	
事業実施主体の適格性	実施体制の適格性	①	事業を行う上で組織の人的資源や財政基盤は安定しているか	5	3	1	0	5：人的資源及び財政基盤の安定が十分認められる 3：人的資源及び財政基盤の安定が概ね認められる 1：人的資源及び財政基盤の安定に不足が生じる可能性がある 0：人的資源及び財政基盤の安定に不足している
	知見、専門性及び類似・関連事業の実績等	②	主たる責任者に管理能力があり、加工用米等の販売に関する専門的知見、経験等を有した人的資源が十分にあるか	5	3	1	0	5：責任者が十分な管理能力を有するとともに、本事業に関する経験・知識を有する人的資源を十分に有している 3：責任者が十分な管理能力を有するとともに、本事業に関する経験・知識を有する人的資源をある程度有している 1：責任者が十分な管理能力を有するが、本事業に関する経験・知識を有する人的資源が不足していると判断される 0：本事業を実施するための経験・知識を有している者がいないと判断される

事業内容及び実施方法	事業の目的、趣旨との整合性及び事業内容の妥当性	③	現状の課題等を正確に把握し、事業の目的、趣旨と合致している提案内容であるか。また、提案内容は具体的で実現性のあるものとなっているか	5	3	1	0	<p>5：現状の課題等を十分に把握しており、事業目的にあった他の事業者の模範となる優良な取組である</p> <p>3：現状の課題等を十分に把握しており、事業目的にあった取組である</p> <p>1：現状の課題等を踏まえているが、事業目的と合致しているかについて疑問視される</p> <p>0：現状の課題等を踏まえていない又は事業目的に合致していない</p>
安定的な供給体制の構築	期待される成果（安定供給①）	④	生産年の翌年の10月末日保管数量	5	3	1	0	<p>5：成果目標が加工用米にあっては1,600トン以上、新市場開拓用米及び米粉用米にあっては200トン以上である</p> <p>3：成果目標が加工用米にあっては800トン以上、新市場開拓用米及び米粉用米にあっては100トン以上である</p> <p>1：成果目標が加工用米にあっては400トン以上、新市場開拓用米及び米粉用米にあっては50トン以上である</p> <p>0：上記のいずれにも該当しない</p>
	期待される成果（安定供給②）	⑤	集荷量に占める生産年の翌年の10月末日保管数量の割合の増加	5	3	1	0	<p>5：集荷量に占める生産年の翌年の10月末日保管数量の割合が、前々年産米に比べて10ポイント以上増加している</p> <p>3：集荷量に占める生産年の翌年の10月末日保管数量の割合が、前々年産米に比べて5ポイント以上増加している</p> <p>1：集荷量に占める生産年の翌年の10月末日保管数量の割合が、前々年産米に比べて3ポイント以上増加している</p> <p>0：上記のいずれにも該当しない</p>
需要拡大の取組	期待される成果（需要拡大）	⑥	需要拡大に資する効果が期待される内容か	5	3	1	0	<p>5：需要拡大に向けた実需者との連携等の内容が具体的かつ実現性のある取組となっており、取組による効果が大きく期待される</p> <p>3：需要拡大に向けた実需者との連携等の内容が概ね具体的かつ実現性のある取組となっており、取組による効果が十分に期待される</p> <p>1：需要拡大に向けた実需者との連携等の内容の具体性又は実現性が乏しく、取組による効果があまり期待できない</p> <p>0：需要拡大に向けた実需者との連携が図られておらず、取組による効果が疑問視される</p>